

○「証券振替決済口座管理規定」新旧対比表 ※変更箇所は下線部分

変 更 前	変 更 後
<p>第5条(当行への届出事項)</p> <p>証券振替決済口座開設申込書に記載された住所、氏名若しくは名称等、共通番号をもって、お届出の住所、氏名若しくは名称等、共通番号とします。この取引における届出の印鑑は、別に当行に届出たこの取引についての指定預金口座(以下、指定預金口座)といひます。)の届出の印鑑とします。</p> <p>第6条(振替の申請) 2</p> <p>お客さまが振替の申請を行うにあたっては、当行所定の日までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名(又は署名)押印してご提出ください。</p>	<p>第5条(当行への届出事項)</p> <p>証券振替決済口座開設申込書に記載された住所、氏名若しくは名称等、共通番号をもって、お届出の住所、氏名若しくは名称等、共通番号とします。この取引における届出の印鑑は、別に当行に届出たこの取引についての指定預金口座(以下、指定預金口座)といひます。)の届出の印鑑とします。<u>ただし、投資信託取引においては届出の印鑑はありません。</u></p> <p>第6条(振替の申請) 2</p> <p>お客さまが振替の申請を行うにあたっては、当行所定の日までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名(又は署名)押印してご提出ください。<u>ただし、投資信託取引に係る依頼書に押印は不要です。</u></p>